

緊急事態宣言の解除後の対応について

令和2年6月22日

4月8日より発令されておりました緊急事態宣言は、5月25日をもって解除、6月19日に都道府県をまたぐ移動が緩和いたしました。当法人では今後も引き続き、感染拡大防止の取り組みとして、当面の間、以下の通り対応いたします。

今後の対応につきましては、情勢により随時検討し、更新してまいります。

クライアント様及び関係者の皆様にはご不便をお掛け致しますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。第2波、第3波も懸念されております。クライアント及び関係者の皆様におかれましては、引き続きお身体をご自愛いただきますようお願いいたします。

記

基本方針

- (1) 社員・職員へは引き続き可能な限り時差勤務を併用し、クライアント先への往査については、クライアントの方針を確認し、感染防止に配慮した上で、訪問を再開いたします。
- (2) 海外出張は引き続き当面中止し、首都圏外への国内出張は必要最低限に抑制いたします。
- (3) 会議や研修時の会議室利用については、利用人数に対して十分な余裕を持った会場を設定し、窓やドアを開放し室内を密にしない、または定期的な換気をするような形で利用し、並行してインターネット・電話会議等の活用を推進します。
- (4) 社員・職員は引き続き、健康管理に留意します。手洗い・うがいや消毒液の使用等を徹底し、クライアント先に往査を行う場合にはマスクの着用を義務付けております。自身もしくは同居家族に感染が疑われる症状がある場合には法人へ報告の上、自宅待機とします。

以 上